

## ○東温市日常生活用具費支給事業実施要綱

(平成 18 年 10 月 1 日告示第 82-6 号)

**改正** 平成 19 年 6 月 29 日告示第 43 号 平成 20 年 3 月 6 日告示第 17 号  
平成 21 年 3 月 31 日告示第 25 号 平成 21 年 7 月 3 日告示第 62 号  
平成 23 年 3 月 23 日告示第 38 号 平成 23 年 6 月 1 日告示第 87 号  
平成 25 年 3 月 28 日告示第 37 号 平成 27 年 2 月 26 日告示第 26 号  
平成 27 年 12 月 16 日告示第 161 号 平成 28 年 3 月 30 日告示第 82-1 号

(目的)

第 1 条 この告示は、重度の障害者及び障害児(以下「障害者等」という。)に対し、自立生活支援用具等の日常生活用具の購入に要した費用について日常生活用具費を支給すること等により、日常生活の便宜を図り、その福祉の増進に資することを目的とする。

(支給対象)

第 2 条 日常生活用具費の支給等を受けることのできる者は、次の各号のいずれかに該当する者のうち別表第 1 の「対象者」欄に掲げる障害を有する者とする。ただし、日常生活用具費の支給を受けようとする者(日常生活用具費の支給を受けようとする者が 18 歳未満の場合は、保護者等(以下「支給対象者等」という。))及び当該支給対象者等と同一の世帯に属する者の日常生活用具費の支給申請が行われた月の属する年度(日常生活用具費の支給申請のあった月が 4 月から 6 月までの場合にあっては、前年度)分の地方税法(昭和 25 年法律第 226 号)の規定による市民税所得割の額が 46 万円未満の者に限るものとする。

- (1) 身体障害者福祉法(昭和 24 年法律第 283 号)第 15 条第 4 項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者
- (2) 知的障害の程度が、児童相談所の長又は知的障害者更生相談所の長により、重度の知的障害と判定された者
- (3) 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律(昭和 25 年法律第 123 号)第 45 条の規定により精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
- (4) 治療方法が確立していない疾病その他の特殊の疾病であって障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)第 4 条第 1 項の政令で定めるもの

による障害の程度が厚生労働大臣が定める程度である者で、医師の意見書等で日常生活用具の支給について必要性が認められる者（以下「難病患者等」という。）

- 2 前項の規定にかかわらず、日常生活用具費支給等の対象者については、介護保険法(平成9年法律第123号)により、対象種目の貸与又は購入費の支給が受けられる者を除く。

(日常生活用具の種目)

第3条 日常生活用具費の支給対象となる日常生活用具の種目は、別表第1の「種目」欄に掲げる用具とする。

- 2 既に日常生活用具費の支給を受けている日常生活用具と同一の用具の再交付に係る申請については、前回の支給日から別表第1の「耐用年数」の欄に規定する期間を経過していない場合は、原則として日常生活用具費の支給対象外とする。ただし、当該期間を経過する前に、修理不能により日常生活用具の使用が困難となった場合は、この限りでない。

(日常生活用具費の額)

第4条 日常生活用具費の額(点字図書を除く。)は、日常生活用具の購入に通常要する費用の額を勘案して定めた別表第1の上限額(その額が現に当該日常生活用具の購入に要した額を超えるときは、当該現に日常生活用具の購入に要した費用の額とする。以下「基準額」という。)の100分の90に相当する額(10円未満は切り上げ)とする。

- 2 点字図書に対する日常生活用具費の額については、別紙1「点字図書取扱要領」に定めるところによるものとする。
- 3 居宅生活動作補助用具及び改修工事費(以下「住宅改修費」という。)に対する日常生活用具費の支給については、別紙2「住宅改修費支給事業実施要領」に定めるところによるものとする。
- 4 障害者等が同一の月に受けた日常生活用具の購入に要した費用の額の合計額から第1項の規定により算定された当該同一の月における日常生活用具費の合計額を控除して得た額が、別表第2に定める上限月額を超えるときは、同項の規定にかかわらず、当該同一の月における日常生活用具費の額は、同項の規定により算定された日常生活用具費の額に90分の100を

乗じて得た額(10円未満は切り上げとする)から別表第2に規定する区分に応じ、それぞれ定める上限月額を控除した額とする。

(日常生活用具費の支給申請)

第5条 日常生活用具費の支給を受けようとする支給対象者等(以下「申請者」という。)は、東温市日常生活用具費支給申請書(様式第1号の1)又は住宅改修費支給申請書(様式第1号の2)に日常生活用具の見積書等その他市長が必要と認める書類を添えて申請しなければならない。ただし、紙おむつ等(紙おむつ、洗腸用具、サラシ、ガーゼ等衛生用品)についての日常生活用具費の新規申請については、医師の意見書(第2号様式)を添付しなければならない。

(支給の決定及び通知)

第6条 市長は、前条の規定による申請があったときは、日常生活用具費支給調査書(様式第3号)により申請者の要件及び必要性等を調査して、支給の可否を決定するものとする。

2 市長は、前項の規定による支給を決定したときは、日常生活用具費支給決定通知書(様式第4号の1)又は住宅改修費支給決定通知書(様式第4号の2)に日常生活用具費支給券(様式第5号の1)又は住宅改修費支給券(様式第5号の2)(以下「支給券」という。)を添えて申請者に通知するものとする。

3 市長は、第1項の規定により支給の申請を却下したときは、日常生活用具費支給却下通知書(様式第6号)により申請者に通知するものとする。

(費用の負担)

第7条 前条の規定に基づき、日常生活用具費の支給決定を受けた申請者(以下「日常生活用具費支給対象障害者等」という。)は、支給券を市長が指定した日常生活用具取扱い事業者(以下「事業者」という。)に提出し、当該日常生活用具の購入に要する費用(以下「購入費用」という。)を支払わなければならない。

2 事業者は、前項に規定する支払いを受けた場合には、日常生活用具費支給対象障害者等に対し、領収書を交付しなければならない。

3 前項の規定により購入費用を支払った日常生活用具費支給対象障害者等は、日常生活用具費請求書(第7号様式)に領収書を添付して、市長に第4条に規定する日常生活用具費の請求を行うことができる。

4 日常生活用具の購入を行った日常生活用具費支給対象障害者等は、日常生活用具費の請求及び受領を東温市日常生活用具費支給事業にかかる事業者の登録及び日常生活用具費の代理受領に関する要綱(平成18年告示第82-7号)に規定する登録時業者に委任することができる。

(日常生活用具費の支給)

第8条 市長は、前条第3項の申請が正当であると認めるときは、日常生活用具費支給対象障害者等に日常生活用具費の支給を行うものとする。

(排泄管理支援用具等の特例)

第9条 市長は、障害者等の申請の手続きの利便を考慮し、排泄管理支援用具等については、次のとおり支給券を一括交付することができるものとする。

(1) 別表第1の基準額(月額)の範囲内で1か月に必要とする排泄管理支援用具等に相当する額に必要なとする月数を乗じた額を支給券1枚に記載して交付する。

(2) 支給券は、申請1回につき6か月分まで一括交付する。

(日常生活用具の管理)

第10条 日常生活用具費支給対象障害者等は、常に善良なる管理者の注意をもって用具を管理するとともに、日常生活用具を支給の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。

2 市長は、日常生活用具費支給対象障害者等が前項の規定に違反した場合は、日常生活用具費の全部又は一部を、返還させることができる。

(その他)

第11条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成18年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の前に行われた日常生活用具の給付については、なお従前の例による。

(特例措置)

- 3 別表第1に定める用具のうち、「自立生活支援用具」欄の中の「火災警報器」及び「聴覚障害者用屋内信号装置」については、平成21年度申請分に限り、自己負担額（別表第1の上限額。（以下「基準額」という。）の100分の10に相当する額）についても補助を行うものとし、補助の方法は償還払いとする。

附 則(平成19年6月29日告示第43号)

この告示は、平成19年7月1日から施行する。

附 則(平成20年3月6日告示第17号)

この告示は、公布の日から施行し、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年3月31日告示第25号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則(平成21年7月3日告示第62号)

この告示は、公布の日から施行し、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成23年3月23日告示第38号)

この告示は、平成23年4月1日から施行する。

附 則(平成23年6月1日告示第87号)

この告示は、平成23年6月1日から施行する。

附 則(平成25年3月28日告示第37号)

この告示は、平成25年4月1日から施行する。

附 則(平成27年2月26日告示第26号)

この告示は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 27 年 12 月 16 日告示第 161 号)

この告示は、平成 28 年 1 月 1 日から施行する。

附 則(平成 28 年 3 月 30 日告示第 82-1 号)

この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

別表第 1(第 3 条関係)

種目	対象者 (障害者)	対象者 (難病患者等)	性能	上限 額等 (円)	耐用 年数 (年)
介護・訓練支援用具					
特殊寝台	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で原則学齢児以上の者	寝たきりの状態にある者	使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000	8
特殊マット	下肢又は体幹機能障害 1 級以上(常時介護を要するものに限る。)、又は知的障害 A で原則 3 歳以上の者	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止ができる機能を有するもの又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600	5
エアーマット	下肢又は体幹機能障害 1 級以上(常時介護を要するものに限る。)、で、自力で体位変換ができないもので原則 3 歳以上の者。特殊マットとの併給は不可。	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者		80,000	
特殊尿器	下肢又は体幹機能障害 1 級(常時介護を要する者に限る)で原則学齢児以上の者	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000	5
入浴担架	下肢又は体幹機能障害 2 級以上(入浴にあたって、家族等他人の介助	左記の支給要件と同程度の	障害者等を担架に乗せたままリフト装置により入浴さ	82,400	5

	を要する者に限る)で3歳以上の者	状態で必要と認められる者	せるもの		
体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等にあたって家族等他人の介助を要する者)で学齢児以上の者	寝たきりの状態にある者	介助者が障害者等の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000	5
移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上で原則3歳以上の者	下肢または体幹機能に障害のある者	介助者が障害者等を移動させるにあたって容易に使用し得るもの(但し、天井走行型その他住宅改造を伴うものを除く)	159,000	4
訓練いす(障害児に限る)	下肢又は体幹機能障害2級以上の児童で原則3歳以上の者	左記の支給要件と同程度の状態であると認められる児童で原則3歳以上の者	原則として、付属のテーブルをつけるものとする。	33,100	5
訓練用ベッド	下肢又は体幹機能障害2級以上で原則学齢児以上(障害児に限る)	下肢または体幹機能に障害のある者(障害児に限定しない)	特殊寝台の性能に加えて、腕、脚等の訓練のできる器具を附帯するもの	159,200	8
自立生活支援用具					
入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害者(入浴に介助を要する者)で原則3歳以上	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者等や介護者が容易に使用し得るもの。ただし、設置にあたり住宅改修を伴うものは除く。	90,000	8

便器	下肢又は体幹機能障害 2 級以上で原則学齢児以上	常時介護を要する者	障害者が容易に使用し得るもの(手すりを取り付けることができる)ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものは除く	4,450	8
T 字状・棒状のつえ	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害又は運動機能障害(移動)を有する 3 歳以上の者	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者	歩行時の補助となるもの(補装具対象はのぞく)	3,000	3
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者で、原則 3 歳以上。	下肢が不自由な者	家庭内での用具(手すり、スロープ等)であり、必要な強度と安定性を備え、転倒予防・立ち上がり動作補助・移動動作補助・段差解消等を目的とする。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものは除く。	60,000	8
頭部保護帽	平衡機能又は下肢もしくは体幹機能障害を有するもの又は運動機能障害(移動)又は知的障害 A の者(てんかん発作等により頻繁に転倒する者)	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの	15,200	3
特殊便器	上肢障害 2 級以上又は知的障害 A の者。原則学齢児以上。	上肢機能に障害のある者	足踏みペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	151,200	8
火災警報器	障害等級 2 級以上又は知的障害 A のもの(火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者の	左記の支給要件と同程度の状態で必	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブ	15,500 (1 世帯に	8



	みの世帯及びこれに準じる世帯)	要と認められる者	ザーで知らせるもの	つき 2 台を 限度と する)	
自動消 火器	障害等級 2 級以上又は知的障害 A のもの(火災発生感知及び避難が著しく困難な障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)	火災発生感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯ならびにこれに準ずる世帯	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消化液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700	8
電磁調 理器	視覚障害 2 級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)又は 18 歳以上の知的障害 A の者	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者	障害者等が容易に操作できるもの	41,000	6
歩行時 間延長 信号機 用小型 送信機	視覚障害 2 級以上で原則学齢児以上の者	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000	10
聴覚障 害者用 屋内信 号装置 (障害 者に限 る)	聴覚障害 2 級以上(聴覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯で日常生活上必要と認められる世帯)	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者	音・音声等を視覚、触覚により知覚できるもの	87,400	10
在宅療養費支援用具					
透析液 加温器	腎臓機能障害 3 級以上で自己連続携行式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行うもの。原則 3 歳以上。	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500	5

ネブライザー (吸入器)	呼吸器機能障害 3 級以上もしくは、肢体不自由障害 1・2 級で医師の意見書により必要性が認められる者	呼吸器機能に障害のある者	障害者等が容易に使用し得るもの	36,000	5
電気式たん吸引器	呼吸器機能障害 3 級以上もしくは、肢体不自由障害 1・2 級かつ医師の意見書により必要性が認められる者	呼吸器機能に障害のある者	障害者等が容易に使用し得るもの	56,400	5
酸素ボンベ運搬車 (障害者に限る)	医療保険による在宅酸素療法を行う者。	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000	10
音声式体温計	視覚障害 2 級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)で児童は原則学齢児以上のもの。	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者	障害者等が容易に使用し得るもの	9,000	5
音声式体重計	視覚障害 2 級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者	障害者等が容易に使用し得るもの	18,000	5
音声式血圧計 (障害者に限る)	視覚障害 2 級以上(視覚障害者のみの世帯及びこれに準じる世帯)。ただし、1 世帯につき 1 台のみとする。	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者	計測結果を音声により伝える機能を有するもので、障害者が容易に使用し得るもの	16,000	5
動脈血中酸素飽和度測定器 (パルスオキシメーター)	呼吸器機能障害もしくは心臓機能障害のある者であって、医療保険における在宅酸素療法を行う者もしくは人工呼吸器を装着している者。又は同程度の身体障害者で人工呼吸器を	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、障害者等が容易に使用しうるもの	157,500	5

	装着する者であって、 医師の意見書等により 必要と認められる者。				
情報・意思疎通支援用具					
携帯用 会話 補助装 置	音声言語機能障害又は 肢体不自由者であつ て、発声・発語に著し い障害を有するもの。 原則学齢児以上。	左記の支 給要件と 同程度の 状態で必 要と認め られる者	携帯式で、ことば を音声又は文章に 変換する機能を有 し、障害者が容易 に使用し得るもの	98,80 0	5
情報・ 通信 支援用 具	視覚障害1・2級又は上 肢機能障害1・2級 当該用具を接続し、使 用し得るパソコン本体 を所持する学齢児以上 のもの。	左記の支 給要件と 同程度の 状態で必 要と認め られる者	パーソナルコンピ ュータ周辺機器 や、アプリケーション ソフトで障害 者が容易に使用し 得るもの	100,0 00	6
点字デ ィスプ レイ (障害 者に限 る)	視覚障害及び聴覚障害 の重度重複障害者(原則 として視覚障害2級以 上かつ聴覚障害2級)の 身体障害者であって必 要と認められるもの。	左記の支 給要件と 同程度の 状態で必 要と認め られる者	文字等のコンピ ュータの画面情報を 点字等により示す ことができるもの	383,5 00	6
点字器 (点筆 を含む)	視覚障害者で、点字に よる文書作成が可能な 者又は盲学校等におい て、これから習得しよ うとする者	左記の支 給要件と 同程度の 状態で必 要と認め られる者	障害者等が容易に 使用し得るもの	標準 用 10,40 0	7
				携帯 用 7,200	5
点字タ イプラ イター	視覚障害2級以上で就 労、就学しているもの 又は就労が見込まれる もの。	左記の支 給要件と 同程度の 状態で必 要と認め られる者	障害者等が容易に 使用し得るもの	63,10 0	5
視覚障 害者用 ポータ ブルレ コーダ ー(カ	視覚障害2級以上で原 則学齢児以上のもの。	左記の支 給要件と 同程度の 状態で必 要と認め られる者	音声等により操作 ボタンが知覚又は 認識でき、かつ、 DAISY方式による 録音並びに当該方 式により記録され	録音 再生 機 85,00 0	6
				再生	6

セット テープ レコー ダーを 含む)			た図書の再生が可能な製品であって障害者が容易に使用し得るもの	機 35,00 0	
				テー プレ コー ダー 23,00 0	5
視覚障 害者用 活字文 書読上 げ装置	視覚障害 2 級以上で原則学齢児以上の者。	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に交換して出力機能を有するもので、障害者が容易に使用し得るもの	99,80 0	6
音声 IC タグレ コーダ ー	視覚障害 2 級以上で原則学齢児以上のもの。	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者	IC タグ等に録音した音声を読み上げる装置で、障害者が容易に使用し得るもの	59,80 0	6
視覚障 害者用 拡大読 書器	視覚障害であって、本装置により文字等を読むことが可能になる者。	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者	画像入力装置を印刷物等の上に置くことで、簡単に拡大された画像等をモニターに映し出せるもの	198,0 00	8
視覚障 害者用 時計	視覚障害 2 級以上	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者	障害者等が容易に使用し得るもの	触読 時計 10,30 0	10
				音声 式時 計 13,30 0	10
聴覚障 害者用	聴覚障害又は、音声機能、言語機能、そしゃ	左記の支給要件と	一般の電話に接続することができ、	71,00 0	5

通信装置	く機能に障害があり、発声・発語に著しい障害を有するものであって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者。原則学齢児以上の者。	同程度の状態で必要と認められる者	音声の代わりに文字等により通信が可能な機器であり、障害者等が容易に使用できるもの		
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になるもの。	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、障害者等が容易に使用し得るもの	88,900	6
人工喉頭	喉頭摘出者で音声機能障害を有する者	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者	呼気によりゴム等の膜を振動させ、ビニール等の管を通じて音源を口腔内に導き構音化するもの又は、顎下部等にあてた電動版を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの	笛式 5,000	4
				電動式 70,100	5
点字図書	主に情報の入手を点字によっている視覚障害者で学齢児以上のもの。	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者	点字により作成された図書	価格差保障	—
人工内耳用電池	聴覚障害により身体障害者手帳の交付を受け、人工内耳を装着している者	左記の支給要件と同程度の状態で必	人工内耳用電池	2,000円/月	

		要と認められる者			
地デジ 対応ラ ジオ	視覚障害 2 級以上の者 (児童は原則学齢児以 上の者)	左記の支 給要件と 同程度の 状態で必 要と認め られる者	テレビ音声及び A M/FM 放送を受信 する機能を有し、 視覚障害者が容易 に使用できるもの	29,00 0	6
人工内 耳体外 機	聴覚障害者で、人工内 耳を装用し 5 年以上経 過している者(医療保険 の適用を受けられない 者に限る。)	-	スピーチプロセッ サ等の外部装置で 障害者が容易に使 用できるもの	300,0 00	5
排泄管理支援用具					
蓄便袋	直腸機能障害者でスト マを設けている 3 歳以 上のもの	左記の支 給要件と 同程度の 状態で必 要と認め られる者	低刺激性の粘着剤 を使用した密封型 又は下部開放型の 収納袋とする。 (皮膚保護剤袋を 身体に密着させる もの等含む)	8,800 円/月	
蓄尿袋	ぼうこう機能障害者で ストマを設けている 3 歳以上のもの	左記の支 給要件と 同程度の 状態で必 要と認め られる者	低刺激性の粘着剤 を使用した密封型 又は下部開放型の 収納袋で尿処理用 のキャップ付きと する(皮膚保護剤 袋を身体に密着さ せるもの等含む)	11,60 0 円/ 月	
紙おむ つ等 (紙お むつ、 洗腸用 具、サ ラシ、 ガーゼ 等衛生 用品)	ア. 3 歳以上で、治療に よって軽快の見込みの ないストマ周辺の皮膚 の著しいびらん、スト マの変形のためストマ 用装具を装着できない 者、並びに先天性疾患 (先天性鎖肛を除く) に起因する神経障害に よる高度の排尿機能障 害又は高度の排便機能 障害のある者及び先天 性鎖肛に対する肛門形	左記の支 給要件と 同程度の 状態で必 要と認め られる者	障害者等及び介護 者が容易に使用で きるもの	12,00 0 円/ 月	

	成術に起因する高度の排便機能障害のある者で、紙おむつ等の用具類を必要とするもの イ. 3歳以上で、脳性麻痺等脳原性運動機能障害により、排尿若しくは排便の意思表示が困難な者（児童福祉法第27条第2項及び同法第43条の4に規定する施設に入所している者で、医師の意見書により高度の排便又は排尿機能障害が認められる場合を含む）				
	ウ. 肢体不自由下肢、体幹若しくは運動機能障害移動1級又は療育手帳最重度判定の者かつ3歳以上65歳未満の在宅で非課税世帯に属する者	-		6,000 円/月	
収尿器	高度の排尿機能障害者	左記の支給要件と同程度の状態で必要と認められる者	採尿器と畜尿袋で構成し尿の逆流防止装置をつけるもの、又は耐久性ゴム製採尿袋を有するもの、あるいはポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付とする	8,500	
住宅改修費					
居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動障害（移動機能障害に限る）を有する者であって障害等級3級以上で学齢児以上のもの。	下肢または体幹機能に障害のある者	障害者等の移動等を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの	200,000	原則1回限りとする

別表第2(第4条関係)

区分	上限月額	備考
一般	37,200円 (9,300円)	「低所得2」から「生活保護」までに掲げる者以外の者（市町村民税課税世帯）ただし、市町村民税所得割額が16万円未満の世帯については、9,300円とする。
低所得2	0円	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号。以下「施行令」という。）第17条第1項第2号に規定する者（市町村民税非課税世帯であり、「低所得1」以外の世帯。）
低所得1	0円	施行令第17条第1項第3号に規定する者（市町村民税非課税世帯であり、障害者又は障害児の保護者の年収が80万円以下の世帯。）
生活保護	0円	施行令第17条第1項第4号に規定する者（生活保護世帯）

※ ただし、世帯の範囲及び世帯の特例については、法第76条の補装具費の支給に準ずるものとする。「世帯」の範囲については、当該障害者及び配偶者とする。ただし、18歳未満については、「世帯」の範囲を保護者及び配偶者とする。

平成23年4月1日から非課税世帯の利用者負担を無料とする。

別紙1(第4条関係)

点字図書取扱要領

[別紙参照]

別紙2(第4条関係)

住宅改修費給付事業実施要領

[別紙参照]

様式第1号の1(第5条関係)

日常生活用具費支給申請書



[別紙参照]

様式第 1 号の 2(第 5 条関係)

住宅改修費支給申請書

[別紙参照]

第 2 号様式(第 5 条関係)

医師意見書(紙おむつ用)

[別紙参照]

様式第 3 号(第 6 条関係)

調査書

[別紙参照]

様式第 4 号の 1(第 6 条関係)

日常生活用具費支給決定通知書

[別紙参照]

様式第 4 号の 2(第 6 条関係)

住宅改修費支給決定通知書

[別紙参照]

様式第 5 号の 1(第 6 条関係)

日常生活用具費支給券

[別紙参照]

様式第 5 号の 2(第 6 条関係)

住宅改修費支給券

[別紙参照]

第 6 号様式(第 6 条関係)

日常生活用具費支給却下決定通知書

[別紙参照]

第 7 号様式(第 7 条関係)

請求書

[別紙参照]